

群馬県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法助成事業に係る領収金額内訳証明書
(妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関)

群馬県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、妊孕性温存療法実施医療機関の指導に基づく妊孕性温存療法の一部を(※1)を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の所在地 _____
 医療機関の名称 _____
 診療科 _____
 担当医師 氏名 _____
 (自署)

妊孕性温存療法を受けた者	ふりがな				
	氏名				
	生年月日・性別等	年	月	日生	男・女
妊孕性温存療法を受ける患者の紹介を受けた妊孕性温存療法指定医療機関名と当該医師名		医療機関の名称 () 妊孕性温存療法主治医の氏名 ()			
領収金額合計 ※2		円 (内訳は以下のとおり)			
領収金額内訳	項目	費用			
	精子、卵子、卵巢組織の採取に要した費用(検査や排卵誘発剤代などを含む)	円			
	胚(受精卵)を凍結保存する場合の受精に要した費用(受精料、培養料など)	円			
	凍結保存に要した費用(凍結処置料、初回の凍結保存料など(更新料は含まない))	円			
	その他 ()	円			
	その他 ()	円			
備考					

治療期間
年 月 日 ~ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- ※1 生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巢組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。
- ※2 助成の対象となる費用は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。